公告番号(機 － 1407B －02)

入札説明書

2014 年 7 月 9 日

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のミャンマー国災害地域における道路技術改善プロジェクト向け機材の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

2014 年 7 月 9 日

2　契約担当役

理事　　小寺　清

3　競争入札に付する事項

件名 ：　ミャンマー国災害地域における道路技術改善プロジェクト向け機材

(1) 主要調達機材名及び仕様（詳細は機材仕様明細書を参照）:土質改良機

(2) 取引条件：船積渡し

(3) 輸 出 者：受注者

(4) 船 積 港：(受注者の手配による)

(5) 陸揚げ港：ヤンゴン港

(6) 仕 向 地：Tharpound Village, Bogelay Township, Ayeyawaddy Division, Myanmar

(7) 引渡期限：2014 年 12 月 26 日

(8) 技師派遣期間：2015 年 1 月下旬～2015 年 2 月上旬

(9) 履行期間：2014 年 8 月下旬(契約締結日)～2015 年 3 月 20 日

4　担当部署等

(1)担当部署

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部契約第三課（機材調達班）

TEL：03-5226-6643

FAX：03-5226-6324

Email： prtm2-kizai@jica.go.jp

(2)書類授受・提出場所、送付先

ア．持参の場合

書類の授受・提出場所は、上記(1)のビル１階にある調達カウンター（調達部受付）となります。

書類の授受は次の受付時間に限ります。

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時

（ただし、午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く。）

イ．郵送の場合

送付先を調達部契約第三課（機材調達班）宛としてください。提出期間内の必着とします。提出期限に時間指定の記載がない場合は、受付時間どおり午後５時までとします。理由の如何を問わず、提出期間内に当機構まで接到しなかった場合の責任は当機構は負いません。また、締め切りを過ぎて接到した書類は無効とします。

開封しなくとも内容が確認できるよう、封筒の表に公告番号及び案件名、内容物を記入してください。

ウ．FAX の場合

FAX での提出を可としている提出物の場合は、FAX 送信後に必ず電話で接到を確認してください。接到しなかった場合の責任は当機構は負いません。

エ．Email の場合

Email での提出を可としている又は指定している場合は、prtm2-kizai@jica.go.jp に Email で提出してください。その他のアドレスへの送付はご遠慮ください。

5　競争参加資格

(1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。

ア．契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ．公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ. 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4) 公示日において、平成 25・26・27 年度全省庁統一資格若しくは平成 25 年 4 月 1 日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「A」又は「B」若しくは「物品の販売」の「A」又は「B」の等級に格付けされる者

(5) 上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「全省庁統一資格審査結果通知書を有していない場合」(次の URL にてホームページに掲載; http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)に基づき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。

当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、「物品の製造」の「A」又は「B」若しくは「物品の販売」の「A」又は「B」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。

(6) 輸出実績を有する者

(7) 当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(9) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、入札書等の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、入札書等を無効とします。

ア. 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。

ウ. 応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ. 応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

オ. 応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしている。

カ. 応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23 年東京都条例第54 号）に定める禁止行為を行っている。

6　競争参加資格確認の申請

(1) 本競争の参加希望者は、参加の意思及び5 の各号に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等提出書類を提出し、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに提出書類を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、競争に参加することができません。

ア. 申請受付期限：2014 年 7 月 22 日（火）午後 5 時

イ. 提出書類：

① 全省庁統一資格保有者

・競争参加資格確認申請書（所定の書式）

・平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）

・返信用封筒（切手貼付、申請者の住所・氏名を記載）

② 全省庁統一資格保有者でない者

・競争参加資格確認申請書（所定の様式）

・返信用封筒（切手貼付、申請者の住所・氏名を記載）

・資格審査用必要書類：以下の URL 参照

http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html

別案件において既に事前資格審査を申請し、当機構からの審査結果の通知を受けた者については、その審査結果の通知内容に変更がなければ、審査結果は有効となります。この場合においては、前回当機構より通知した審査結果の通知文書の写しをご提出いただくことで、資格審査用必要書類は省略できます。

ウ. 提出場所：上記４.参照

エ. 提出方法：持参又は郵送（FAX、Email 不可）

(2) 競争参加資格の確認の結果は 2014 年 7 月 25 日（金）付までの文書をもって郵送にて通知します。2014 年 7 月 29 日（火）までに結果が通知されない場合は、上記４.にお問い合わせください。

(3) その他

ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ. 当機構は、提出された申請書を、本件の競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

ウ. 提出された申請書は、返却しません。

エ. 提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記４.を参照ください。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア. 提出期限：2014 年 7 月 31 日（木）午後５時

イ. 提出場所：上記４.参照

ウ. 提出方法：持参又は郵送（FAX、Email も可とします。）

(2) 当機構は、説明を求めた者に対し、2014 年 8 月 4 日（月）までに書面により回答します。

8　本件入札に関する質問

(1) 機材仕様明細書の内容等、この入札案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により提出してください。

ア. 質問受付期限：2014 年 7 月 18 日（金）午後 5 時

イ. 提出方法：当方での取りまとめの都合上、電子データでのご提出をお願いいたします。

送付先：prtm2-kizai@jica.go.jp

メールの件名に【質問】と書き、本件の公示番号と件名を記載してください。

ウ. 注意:

質問受付期限を過ぎてから届いた質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。

(2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2014 年 7 月 23 日（水）に以下の URL の「質問回答」欄に掲示する予定です。質問内容によっては回答作成に時間を要する場合もありますが、遅くとも 2014 年 7 月 31 日までに掲示します。

http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/koji2014.html

イ. 質問回答は、掲載後に追加されて再掲載することがありますので、入札会までに必ず確認してください。

ウ. 質問を受け確認したことによって、仕様・数量等が変更されることがあります。また、質問がない場合にも訂正が生じることがあります。いずれも「質問回答」欄に掲載しますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。入札金額は、掲載した全ての回答・訂正が反映されたも

のと見なされます。

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書(所定の様式)を提出してください。

提出期限：入札執行日の前日まで

提出場所：上記４．参照

提出方法：持参又は郵送（FAX、Email も可とします。）

(2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(3) その他

ア. 辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ. 提出された辞退書は、返却しません。

ウ. 提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

エ. 辞退書に関する問い合わせ先は、上記４．参照。

10　入札執行（入札会）の日時及び場所等

(1) 日時: 2014 年 8 月 5 日(火)　午後 2 時 15 分

(2) 場所: 東京都千代田区二番町 5 番地 25　二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　　110 会議室

(3) 必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類を持参してください。

ア. 競争参加資格確認通知書（写）1 通

イ. 委任状（社印及び入札会出席者の印を必ず押印）1 通（代表権を有する者が出席の場合は不要）

ウ. 入札書 3 通（最大入札回数３回）

11　入札者の失格

次のいずれかに該当するときは、当該入札者の行った入札を無効とし、当該入札者を失格とします。

(1) 競争に参加する者に必要な資格のない者は、入札会（再入札を含む。）に参加できません。

(2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、当機構が定める契約競争参加資格停止措置規程に基づいた契約競争参加資格停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として

取り扱います。

(3) 入札執行開始時刻に、間に合わなかった者は失格とし、入札執行（入札会）に参加できません。

(4) 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。

(5) 機構の職員の職務執行を妨害したとき。

(6) 他者の競争参加を妨害したとき。

(7) 機構の指示に従わなかったとき。

12　入札方法等

(1) 立会い入札会を行います。郵送又はFAX、Emailによる入札は認めません。

(2) 以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。

ア. 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金

イ. 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用

ウ. 輸送条件書に基づく輸送にかかる費用

エ. 技師派遣にかかる経費

オ. 現地工事経費

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。海上貨物保険料は入札金額及び落札金額に含みませんが、落札後、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料を加算して契約金額とします。

(4) 入札金額は日本円建てとします。海上輸送料等外国通貨で積算が必要な場合は、入札参加会社の判断に基づく為替レートで円換算してください。当機構は入札後の為替レートの変動リスクは負いません。

(5) 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、また、技師派遣にかかる経費、現地工事経費も海外業務のため、契約金額に消費税はかかりません。

(6) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

ア. 代表権を有する者自身による場合は、法人の名称又は商号並びに代表者名及び社印又は代表者印

イ. 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並び代表者名及び受任者（代理人）とその者の印（委任状に押印したものと同じ印鑑）

(7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことができません。

(8) 入札保証金は免除します。

(9) 海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「入札参加の手引き（2012 年 9 月版)」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同手引は次の URL からダウンロードできます。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

13　入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とします。その回で落札者が決まらず再度札を入れる場合（再入札）には、入札に参加できます。

(1) 入札書に入札者の記名、押印が欠けているとき。

(2) 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないとき。

(3) 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確なとき。

(4) 条件が付されているとき。

(5) 再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

14　落札者の決定方法

(1) 当機構の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

15　入札会手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

各入札会参加者は、競争参加資格確認通知書（写）及び委任状（代表権を有する者が参加する場合は不要)を提出し、入札事務担当者がこれらを確認します。

入札参加者は原則として１名とします。

入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。

イ. 入札書の投入

各入札参加者は、所定の様式による入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

ウ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

エ. 入札金額の発表

入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

オ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

カ. 落札業者の発表

入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに再入札を行います。再入札を２回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、上記イにおいて投入してください。

金			辞				退			円

16　内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者は、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積り（料率は特約で定めています。保険料の現場戻しはありません。）を取り付け、落札価格に海上貨物保険料を加算した最終見積書を提出するものとします。当機構は最終見積金額を査定のうえ、契約金額を確定します。なお、落札者は保険申込み及び保険料払い込みを行いますが、被保険者は当機構になります。

(2) 落札者は、入札日の翌日から起算して 7 営業日以内に内訳書を提出してください。7 営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。

(3) 当機構における内訳書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は、契約書（案）を雛型に基づき作成してください。(契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。)

契約書（案）の雛型は、

・当機構のホームページの次の URL に掲載する雛型のとおりです。

雛型名称：船積渡し
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

(4) 契約保証金は免除します。

17　契約締結後の提出書類

(1) 受注者は、危険品及び温度管理品について、契約締結後 7 営業日以内にその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。

(2) 受注者は、検疫、梱包材の燻蒸証明取り付け、その他各種許可承認等の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。仕向国での輸入手続きに原産地証明、領事査証等が必要な場合に提出を求めることがあります。

(3) 受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用（倉庫料等）に関しては、受注者負担とします。

(4) 薬品を調達する場合は、受注者は、船積予定日の 1 ヵ月前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。

(5) 危険品があるときは、受注者は、船積予定日の 1 ヵ月前までに、安全データシートを当機構に提出するものとします。

18. 安全保障輸出管理

(1) 受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号)、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号)、その他の輸出関連法規及び米国輸出規則（以下、まとめて「輸出規制法規」という。）による輸出規制該当品の有無を確認し、内訳書提出後 7 営業日以内にその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。

(2) 受注者は、輸出規制法規による該非の判定に必要な資料（項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号（ECCN）等）を、契約締結後 1 ヵ月以内に当機構に提出するものとします。

(3) 輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。

(4) 当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

18. 留意事項

(1) 入札参加者は、「入札参加の手引き (2012 年 9 月版)」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書他附属書類を十分理解してから入札に参加するものとします。

(2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。

(3) 落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑

が確定したときは、落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の 100 分の 10 を当機構へ支払うものとします。また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除します。

(4)　正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア. 全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合

イ. 危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合

ウ. 全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合

エ. その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

19. 情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、JICA でも同情報の公表を行っています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約

財産の買入れの場合、160 万円を超える契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機

構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・３分の１以上２分の１未満

・２分の１以上３分の２未満

・３分の２以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

詳細は、次のページをご参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

（様式１）

競争参加資格確認申請書

２０１４年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　殿

住所
商号又は名称　　㊞
役職名
代表者氏名　　㊞
整理番号（　　）（注 3）

2014年7月9日付で公告のありましたミャンマー国災害地域における道路技術改善プロジェクト向け機材調達に係る一般競争入札に参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。
なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

入札公告３に規定されている競争参加資格要件をすべて満たします。

（注1） なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、**簡易書留料金(392 円)**をお勧めします。当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。
（注2） 代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。
（注3） 整理番号は、JICA の資格審査結果通知書（または以前に全省庁統一資格を提出されたときの JICA からのメール）にて通知された番号です。
（注4） 平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）（若しくは、JICA の資格審査結果通知書（写））を添付してください。
（注5） 当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次の URL を参照してください。
http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_info.pdf

（様式２）

辞退書

２０１４年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　　清　　殿

住所
商号又は名称　　㊞
役職名・代表者氏名　　㊞

２０１４年　　月　　日付けで競争参加資格確認通知がありましたミャンマー国災害地域における道路技術改善プロジェクト向け機材調達に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以　上

（注）この辞退書は、入札説明書による提出期限内に持参あるいは郵送して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

（様式３）

入　札　書

２０１４年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　殿

住所：
会社名：
代表者又は役職：
氏名：　　印
入札会出席者：　　印

件名：**ミャンマー国災害地域における道路技術改善プロジェクト向け機材**

標記の件について仕様書、入札条件、契約条項および入札参加者心得を熟知のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金										円

別冊機材仕様書の全品目に対する CPT 金額（仕向港荷下し経費、仕向国国内輸送の経費を含む。海上保険料は含まない。）と技師派遣費用、現地工事経費の合計金額（円）

以　上

（様式４）

最終見積書

2014 年　月　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　清　殿

住　所
商号又は名称　　会社印
代表者氏名　　印

件名：**ミャンマー国災害地域における道路技術改善プロジェクト向け機材**

標記案件につき、以下のとおりお見積りいたします。

記

見積金額：　　円

落札金額　：　　円
保険料　　：　　円
合計　　：　　円
(JICA 指定保険会社の保険料計算書は別添のとおり)

引渡期限：２０１４年１２月２６日

以上

入札説明書に関する質問

案件名： ミャンマー国災害地域における道路技術改善プロジェクト向け機材

本件入札説明書に関し、質問します。

公示番号：機 －１４０７Ｂ－ ０２	
	質　問　事　項
1	
2	
3	
4	
5	

御社名称：
担当者氏名：
TEL:
FAX:
Email:

（入札説明書別冊）

機材仕様書

案件名：ミャンマー国災害地域における道路技術改善プロジェクト向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

１　機材品目：附属書1「機材仕様明細書」に示すとおり

２　納入条件：

(1)価　格　　船積渡しの価格の総額（次の費用を含む）

① 附属書1に示される全品目に対する機材代金
② 海外輸出用梱包にかかる費用
③ 輸出通関に必要な費用
④ 仕向港までの輸送費
⑤ 貨物輸送にかかる保険料
⑥ 仕向港におけるターミナル・ハンドリング・チャージ（荷卸し等）
⑦ 仕向港から仕向地までの輸送費
⑧ 仕向地での荷卸し費用
⑨ 技師派遣費用

（仕向港、仕向地は附属書3「輸送条件書」を参照）

なお、輸入通関は、相手国政府又は当機構がその責任と費用で行い、輸入通関の手続きの遅延に伴い超過保管料（デマレージ）が発生した場合は、相手国政府又は当機構が費用を負担する。

(2)梱　包　　海送梱包（仕様は附属書2「梱包条件書」に示すとおり）

(3)輸送方法　　海送・陸送（附属書3「輸送条件書」に示すとおり）

(4)納入期限　　2014年12月26日

(5)技師派遣期間　2015年1月下旬～2015年2月上旬

(6)宛先等

(宛先) Managing Director, Public Works, Ministry of Construction

(仕向地) Tharpound village, Bogelay township, Ayeyawaddy division

(Consignee)

Managing Director, Public Works, Ministry of Construction
Build No.11, Nay Pyi Taw, Myanmar　TEL: +95-67-407073

(Notify Party)

① Daw Mya Win （現地で荷受けする責任者） Superintending Engineer, Superintending Engineer Office, Southern Myanmar, Mechanical Dept., Public Works, Ministry of Construction
Mayangon Tsp, Yangon、Myanmar TEL/FAX:+95-1-660880

② JICA ミャンマー事務所
＃701、Sakura Tower, No.339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada T/S, Yangon　TEL:+95-1-255473～6　FAX:+95-1-255477

③ プロジェクトオフィス
TC-Project Office, Central Training Center, Public Works, Ministry of Construction　KAMAKYI ROAD, Thuwunna, Yangon
TEL:+95-9-4211-81281

マーキングは、附属書2「梱包条件書」に示す方法により行う。

3 電　源:　附属書1「機材仕様明細書」に記載のとおり。

4 銘　板:

英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

5 検　査:

(船積前検査)

(1) 独立行政法人国際協力機構(以下「機構」)又は機構の指名する立会検査人が、受注者立会のもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を実施する。

(2) 上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様明細書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は納入期限内に完了すること。

(完了検査)

(1) 技師による業務が完了後、機構又は機構の指名する立会検査人が、受注者側検

査者(据付技師又は責任者)とともに、開梱、検収、据付・調整、性能及び操作・保守管理指導等請負業務の実績の検査を実施する。

6 輸出許可:

(1) 受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令(輸出貿易管理令等)により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式及びメーカー・代理店の該非判定書(項目別対比表又はパラメータシートを含む)により報告する。

(2) 受注者は、納入する機材の中に米国製の製品・部品・ソフトウェアが含まれている場合には、米国輸出管理規則に基づく再輸出規制(「米国再輸出規制」)に該当するか否かを確認し、機構に対して所定の様式により報告する。

(3) 輸出貿易管理令等及び米国再輸出規制に該当し、輸出許可取得が不可能であると判断されるときは、当該物品及び同物品なくして使用が不可能な物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

7 提出資料:

提出資料名		同梱用
取扱説明書	(英語、CDおよび製本版)	2セット
パーツブック	(英語、CDおよび製本版)	4セット
据付マニュアル・据付図	(英語、CDおよび製本版)	2セット
メーカー標準マニュアル	(英語、CDおよび製本版)	2セット

※詳細は附属書1機材仕様明細書を参照のこと。

8 特記事項:

(1)据付技師の派遣

要 (詳細は附属書4据付技師派遣条件書を参照のこと。)

(2)特殊梱包

特になし

(3)梱包材の熱処理・燻蒸処理

上記(2)の指定がなくても、経由国で梱包材の熱処理・燻蒸が必要とされている場合には、熱処理・燻蒸処理の上、熱処理・燻蒸証明書を提出すること。

⑷その他

すべてメーカーの純正品かつ新品未使用品とし、中古品の納入は認めない。

以上

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

ミャンマー国　災害地域における道路技術改善プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
1	土壌改良機	（用途）		1式
	（ソイルプラント）	道路工事のセメント及び石灰による路盤安定処理工法に用いる中央混合方式		
		の小規模プラントで、粘性土（総量の50%以上が粘土（粒径0.005㎜以下）、		
		シルト（粒径0.075㎜以下）により構成されている土壌）と添加材（石灰、		
		セメント系)を撹拌、混合することで、改良土の生産が可能になること。		
		（仕様）		
		1)本体動力源		
		本体搭載エンジン、または発動発電機を動力源として稼働すること。後者の		
		場合はメーカー指定仕様の発動発電機を本調達に含めること。		
		2)本体輸送時重量		
		20トン程度以下		
		3)本体輸送時サイズ（全長×全幅×全高）		
		13.0m × 3.0m × 3.5m程度以下		
		4)異物塊もしくは混合土粒径の最大許容サイズ		
		100㎜程度		
		5)改良土生産能力		
		メーカー公称値 （メーカー指定条件）で最低10m3／時間であること		
		6)自走式・固定式を問わない。		
		7)悪燃料及び低品質油脂対応:		
		必要な追加フィルターを装備のこと		
		8)付属品		
		メーカー標準整備品及び工具・工具箱　1式		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

ミャンマー国　災害地域における道路技術改善プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		9)マニュアル		
		取扱説明書（英語、CD及び製本版）　2セット		
		パーツブック（英語、CD及び製本版）4セット		
		据付マニュアル・据付図（英語、CD及び製本版）2セット		
		その他、メーカー標準マニュアル （英語、CD及び製本版）2セット		
		10)スペアパーツ		
		2年間の稼働に必要な定期交換部品及び電装品を中心として、メーカーが必要と判断		
		する部品を含めること		
		11)補償・アフターサービス		
		修理等に対する問合せについて、少なくとも引き渡し後1年間は、無償で受け付け		
		ること。		
		修理等に対する現地への技師派遣の依頼を受けた場合、少なくとも引き渡し後1年間		
		は、有償にて対応を保証すること。		
		スペアパーツ供給について少なくとも10年間は有償にて保証すること。		
		参考銘柄		
		機械本体　MGM501	㈱中山鉄工所	1基
		付属品	㈱中山鉄工所	1式
		スペアパーツ	㈱中山鉄工所	1式
		発動発電機（200kVA）DCA-220SPK3	デンヨー㈱	1基
3	技術者派遣	仕様詳細は、附属書４　据付技師派遣条件書のとおり		12人日

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字)

Managing Director,Public Works, Ministry of Construction

(Tharpound village. Bogalay township, Ayeyarwady division, Myanmar)

(インボイス番号)

C/No.　(ケース番号/ケース数)

(2)サイド・マーク(赤字)

英語：　TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク（FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4)注意事項

①輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。

②梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。

③梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2　梱包条件

以下のとおりとすること。

海上輸送梱包

(1) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。

(2) 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。
(3) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
(4) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
(5)付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。
(6)長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては厳重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。
(7) 木材梱包とする場合は、次の条件によること。
①原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
②重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
③仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO.15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
④熱処理・燻蒸証明書：不要。
(8) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴桟を打ちつけること。
(9) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
(10)電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
(11)コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること 。
(12) FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
(13)内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

以　上

輸送条件書

1　業務内容

（1）仕向港までの輸送手配

（2）仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配

（3）出荷国における輸出許可及びアメリカ合衆国による再輸出規制にかかる輸出許可取得手続き（該当品がある場合）

（4）船積書類（Combined Transport B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成

（5）輸出通関手続き

（6）危険品がある場合の諸手続き

（7）温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。

（8）貨物海上保険付保

（9）経由国を通過するための諸手続き

(10) 仕向地までの内国輸送

(11) 上記に付随する業務

2　輸送条件

（1）船積港　国内港（受注者の手配による）

（2）仕向港　ヤンゴン港　ミャンマー国

（3）仕向地（住所）:

Tharpound village. Bogelay township. Ayeyawaddy division, Myanmar

（4）輸送方法と対象　　海送

海上輸送：別添リストのとおり。

（5）業務の範囲

仕向地における荷卸しまで（仕向地でのデバンニング含む）

（6）安全かつ迅速な輸送

受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。

（ア）　船齢は１５年以下

（イ）　船級を有していること

（ウ）　排水量１０００トン以上

（７）積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

（８）発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

①相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

（９）仕向港から仕向地までの陸上輸送

現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。

(10) その他注意事項

機材に車両がある場合、内陸輸送中の自走は不可とする。指定倉庫受けから本船のエプロンまでの横持ちや RO/RO 船のランプウエイの昇り降り、トレーラへの昇り降りの際は運転可能とする。

３　貨物海上保険

発注者が締結している包括予定保険 Open Policy に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。なお、船積完了から保険が適用される。

・海上輸送+内陸輸送の場合、仕向港荷揚げ後 120 日

４　輸送書類

（１）必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

提出書類名	海上輸送
① Combined Transport Bill of Landing *	正３部、写３部
② Invoice **	６部
③ Packing List	６部
④ 保険証券	正２部、写１部
⑤ 保険計算書	正１部、写１部
⑥ 検量証明書***	正１部、写５部
⑦ 梱包材熱処理証明書等****	不要
⑧ 輸送日程報告カード（予定）	１部

⑨　輸送日程報告カード（確定）	正２部、写１部
⑩　輸送日程報告カード（到着）	１部
⑪　輸出許可通知書	１部

＊　B/L は船積港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する複合運送証券で荷受人宛の運賃払込済み無故障船荷証券とすること。

＊＊ 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

＊＊＊ 海上輸送の場合、、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、検量証明書を提出すること。(FCL の場合不要)

＊＊＊＊ 経由地で必要な場合は取り付けること。

（２）船積書類記載事項

(Consignee)

①Managing Director, Public Works, Ministry of Construction

②Superintending Engineer (Mechanical), Superintending Engineer Office, Southern Myanmar, Mechanical Dept. Public Works, Ministry of Construction

(Notify Party)

①JICA Myanmar Office

②TC-Project office, Central Training Center, PW, MOC

(Shipper)　受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)

1.以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.

2. 仕向国内輸送は、下記の経路・距離を想定している。

Yangon	～	Maubin	陸路 110km
Maubin	～	Oo Yin Chaung 橋	陸路 30km
Oo Yin Chaung 橋	～	Bogale	水路 70km
Bogale	～	設置サイト	陸路 10km

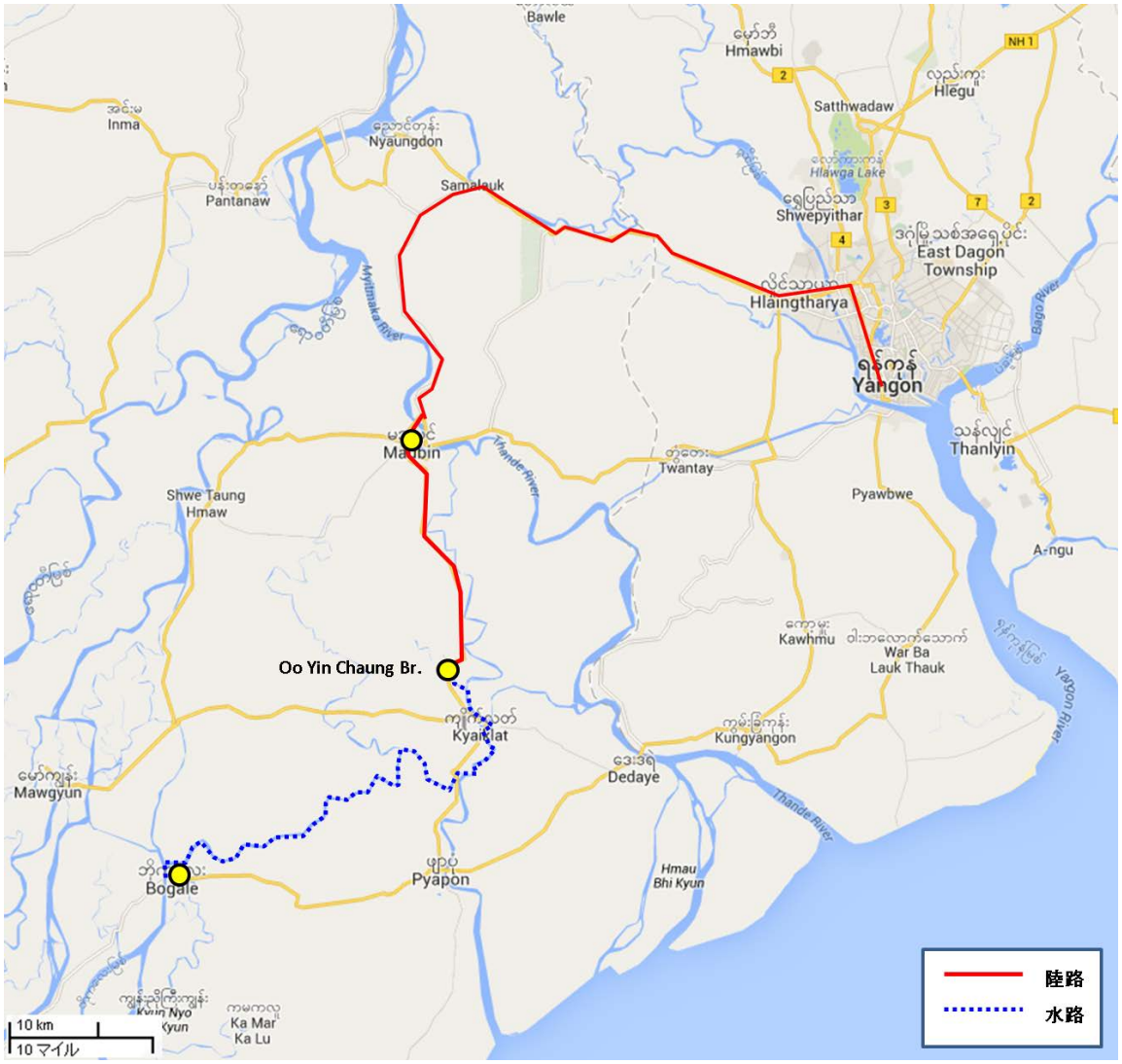

以上

（機材仕様書付属書４）

据付技師派遣条件書

１．機材対象機材：　　土壌改良機（ソイルプラント）

２．業務内容　　：　(1)　開梱、検収
(2)　組立・据付作業（指導・研修を含む）
(3)　電気配線及び調整（指導・研修を含む）
(4)　運転試験及び調整（指導・研修を含む）
(5)　現場実習（操作・保守方法、混合状況の確認、点検等）

３．派遣時期、期間、人数：　（派遣時期）2015 年 1 月下旬～

（期間）　12 日間
※　往路（1 日）、（復路）1 日を含む

（人数）　1 名（格付 4 号相当）
※　本プロジェクト短期専門家 1 名が同行する。

行程	作業内容	作業日程（日）											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
移動（日本→ﾔﾝｺﾞﾝ）		■											
移動（ｴｰﾔﾜﾃﾞｨ） PP-2 ｻｲﾄ	開梱、検収		■										
	組立・据付 （指導・研修を含む）			■	■	■							
	電気配線・調整 （指導・研修を含む）					■	■						
	運転試験・調整 （指導・研修を含む）					■	■	■	■	■			
	現場実習 （運転・保守指導を含む）										■		
移動（ｴｰﾔﾜﾃﾞｨ→ﾔﾝｺﾞﾝ）												■	
移動（ﾔﾝｺﾞﾝ→日本）													■
日本着													■

４．機材据付に計上すべき経費
(1)　自走クレーン（20T 以上対応型）賃料／（現地組立用、オペレーター込）
(2)　燃料（ガソリン）／自走クレーン用
(3)　燃料（軽油）／土壌改良機の試運転・OJT 用

５．派遣手続き：

(1)　受注者の責任において、航空便手配、査証取得、宿舎手配、派遣通報等をおこなう。必要に応じ、機構は査証取得に係る側面支援をおこなう。

(2)　査証取得のための現地の受入確認等が必要である国の場合、受注者は当機構ミャンマー事務所に直接書類を提出して確認を得ること。

(3)　特別な手続きを必要としない場合は、受注者は派遣時期が近づいた時点で、派遣技師名簿と日程表（英文）を調達部契約第二課に提出すること。

６．業務完了期限：　受注者は据付技師帰国後、業務完了報告書を発注者へ提出すること。
（提出期限）2015 年 2 月末日

７．費用：　旅費、人件費、据付に必要な工具の運搬費用、国内交通費等の諸経費を含み、競争入札対象経費とする。

８．支払：　据付技師が帰国後に業務完了報告書を提出した後に、据付技師派遣費用は支払うので、前払いはしない。

以　上